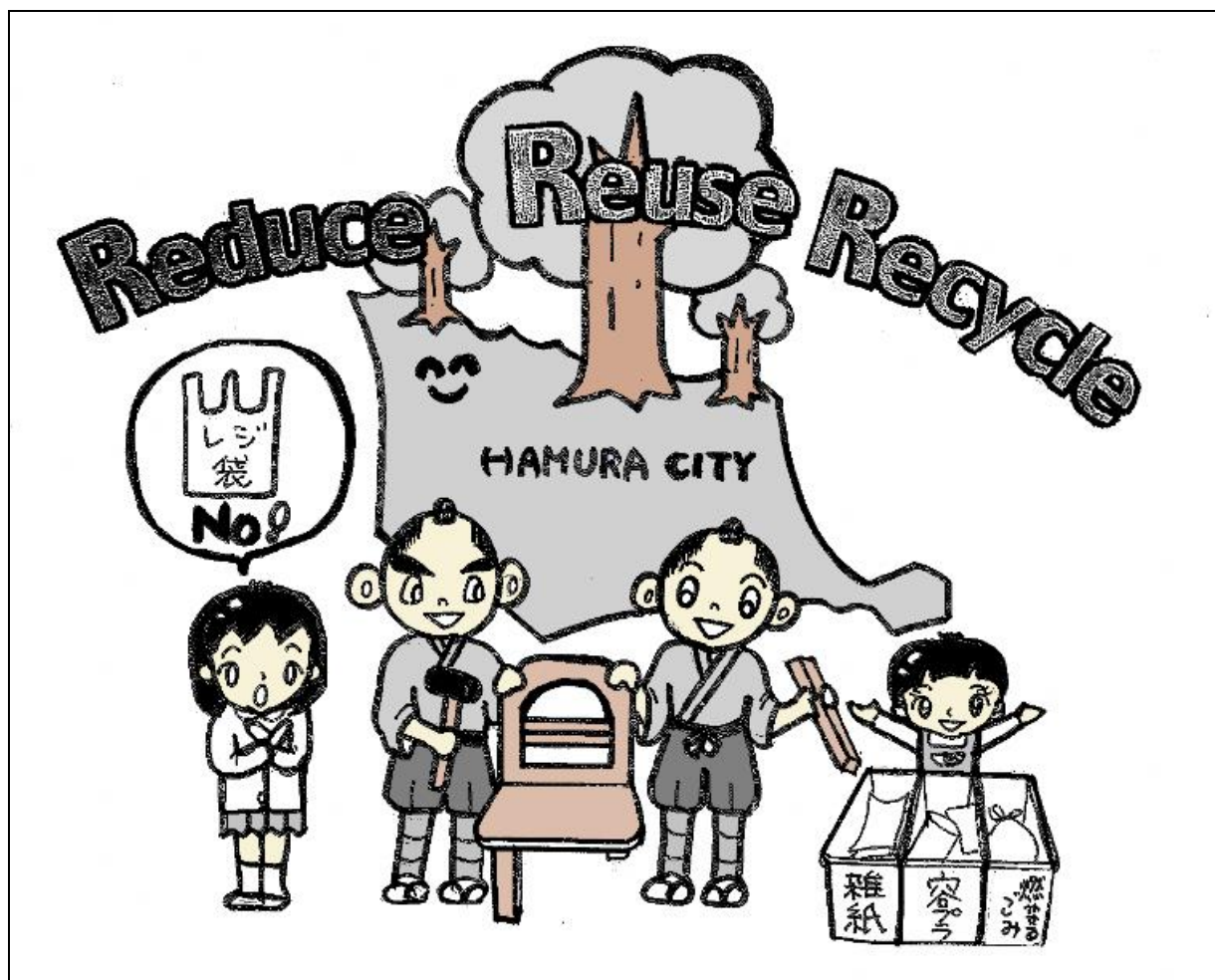


はむらの資源とごみ

— 羽村市清掃事業概要 —



令和 2 年度版（令和元年度実績）

羽村市産業環境部生活環境課

はじめに

これまでの大量生産・大量消費型社会経済活動により、人々は物質的な豊かさを手に入れることができましたが、一方では大量の廃棄物が発生することになり、環境への負荷が増大して、天然資源の枯渇や地球温暖化など、地球規模での環境問題が生じています。

国においては、環境基本法や循環型社会形成推進基本法の制定をはじめ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）、資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）の改正、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）の制定など、法整備が進められており、これらの法体系のもとで、廃棄物の発生及び排出を抑制するとともにリサイクルの促進を図り、循環型社会の実現を目指していく必要があります。そのためには、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たし、地域レベルで対応していくことが求められています。

羽村市では、西多摩衛生組合及びその組合構成市町と共に、「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、3Rの推進、市民・事業者・行政の役割分担の明確化、適正処理・適正処分の推進、ごみ処理から資源循環への転換、ごみ処理業務の合理化及び効率化の5点を基本方針として循環型社会の形成に向けた施策の展開と体制の構築に取り組んでおります。

この「はむらの資源とごみ（羽村市清掃事業概要）」は、令和元年度の決算と実績に基づき、清掃事業にかかる資料をまとめたものです。各方面で活用いただき、今後の廃棄物行政を検討する際の参考になれば幸いです。

羽村市産業環境部生活環境課

も く じ

I	総 説	1
1	羽村市の概要	1
2	組織と事務分掌	2
3	清掃事業の沿革	3
4	清掃施設概要	8
	(1) 羽村市リサイクルセンター	8
	(2) 羽村市クリーンセンター	8
5	令和元年度一般廃棄物処理実施計画	9
6	一般廃棄物処理業等許可業者一覧	17
II	資源・ごみ処理事業	19
1	資源及びごみの収集状況	19
	(1) 資源及びごみを出す日	19
	(2) 資源リサイクルのための分別・収集区分一覧	20
2	資源及びごみの流れ	21
3	資源及びごみの量	24
	(1) 令和元年度の資源及びごみの収集量・処理量	24
	(2) 資源及びごみ量統計	25
	(3) 粗大ごみの収集・持込	27
	(4) 動物の死体の収集・持込量統計	27
	(5) 西多摩衛生組合への搬入量統計	28
	(6) 東京たま広域資源循環組合への搬入量統計	28
4	資源及びごみの処理費歳入歳出決算等統計	29
	(1) 歳入歳出決算統計	29
	(2) 処理原価統計	29
III	し尿処理事業	30
1	し尿の収集及び処理状況	30

2	し尿の収集量統計	30
3	し尿の処理費歳入歳出決算等統計	31
(1)	歳入歳出決算統計	31
(2)	処理原価統計	32
IV	ごみ減量及びリサイクルの推進事業等	33
1	令和元年度の啓発事業	33
(1)	説明会・見学会等	33
(2)	市内いっせい美化運動	33
2	令和元年度のリサイクル推進事業	34
(1)	リサイクル品販売事業	34
(2)	フリーマーケット	34
(3)	グリーンリサイクル事業	34
(4)	拠点回収事業	34
3	令和元年度の資源回収事業実施団体助成金交付事業	35
4	令和元年度の審議会等の市民参画事業	35
(1)	羽村市廃棄物減量等推進審議会	35
(2)	羽村市廃棄物減量等推進員	36
5	令和元年度の容器包装リサイクル法取組状況	37
【資料編】		
I	刊行物等	41
1	広報はむら	41

I 総 説

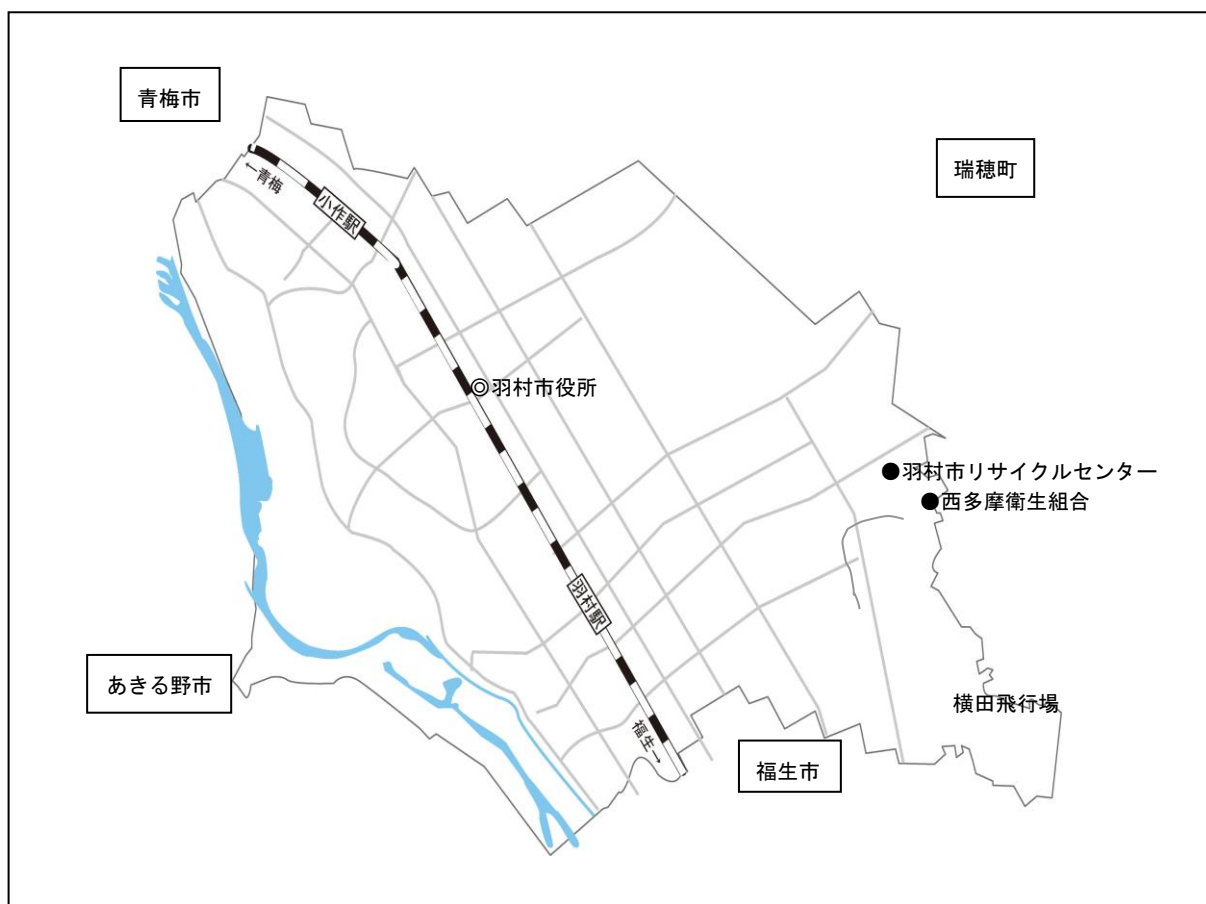
1 羽村市の概要

① 地 勢

羽村市は、都心部から西に約 4.5 km、武蔵野台地の一角、多摩川の河岸段丘上に位置している。

東は瑞穂町、南は福生市・あきる野市、西は青梅市、そして北は青梅市・瑞穂町に接しており、その広さは東西に 4.23 km、南北に 3.27 km、行政面積は 9.90 km²である。

また、行政面積の一部に横田飛行場がある。



② 市勢の概要

行政面積 9.90 km²

人口・世帯(令和2年3月31日現在)

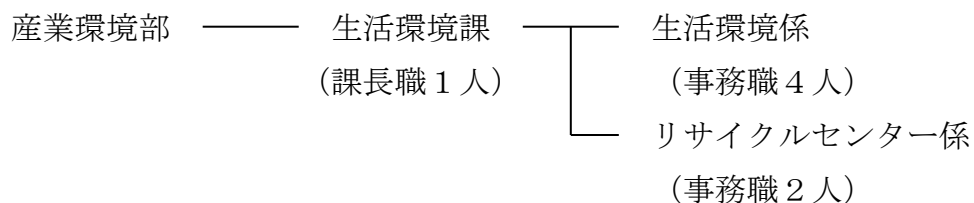
人 口 55,091人

世 帯 25,714世帯

人口密度 5,565人/km²

2 組織と事務分掌

① 組 織



② 事務分掌

生活環境課	生活環境係	(1) 廃棄物処理の計画及び清掃事業の調整に関すること。 (2) 廃棄物の収集、運搬に関すること。 (3) 廃棄物の減量に関すること。 (4) 廃棄物減量等推進審議会に関すること。 (5) 廃棄物処理手数料に関すること。 (6) 西多摩衛生組合に関すること。 (7) 東京たま広域資源循環組合に関すること。 (8) し尿の収集に関すること。 (9) 富士見斎場の管理に関すること。 (10) 富士見霊園の管理に関すること。 (11) 墓地等の経営の許可等に関すること。 (12) 瑞穂斎場組合に関すること。 (13) その他廃棄物に関すること。 (14) 課内の庶務に関すること。
	リサイクルセンター係	(1) リサイクルセンターの管理に関すること。 (2) 不燃性廃棄物、粗大ごみの処理及び最終処分に関すること。 (3) リサイクルの推進に関すること。 (4) 廃棄物の不法投棄に関すること。 (5) し尿の処理に関すること。 (6) 動物の死体処理に関すること。

3 清掃事業の沿革

年 月 日	事 業 内 容	特 記 事 項
昭和 36 年 3 月	町全域を特別清掃地域に指定	
昭和 36 年 4 月 1 日	清掃条例を施行 塵芥収集を開始（厨芥のみ）	厨芥を養豚農家に搬入
昭和 37 年 6 月	羽村・福生衛生組合を設立	
昭和 38 年 1 月	羽村・福生衛生組合に瑞穂町が加入し、西多摩衛生組合に名称を変更する	
昭和 38 年 7 月	西多摩衛生組合し尿処理施設完成（100 kℓ／日）	
昭和 40 年 7 月	西多摩衛生組合ごみ焼却施設完成（50 t／日）	
昭和 42 年 2 月 1 日	一般家庭のごみ処理手数料の無料化 戸別収集から集積所収集へ変更（町内全域を5ブロックに分け週1回）	月額 70 円を廃止
昭和 42 年 4 月 1 日	分別収集を開始 【分別品目】 ●厨芥ごみ ●危険物 の2種類	
昭和 42 年 4 月	し尿汲み取り委託化（許可制・委託制）	
昭和 43 年 3 月	西多摩衛生組合に青梅市が加入（1市3町）	
昭和 44 年 7 月	西多摩衛生組合新し尿処理施設完成（170 kℓ／日）	
昭和 45 年 4 月	し尿汲み取りを無料化で開始（一定量まで）	
昭和 46 年 4 月 1 日	町のごみ収集袋として紙袋を指定する	
昭和 47 年	羽村市清掃条例を全面改正「羽村町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」施行	
昭和 47 年 11 月	西多摩衛生組合ごみ第2施設完成（150 t／日）	
昭和 48 年 5 月	羽村町廃棄物の処理及び清掃に関する条例を一部改正する 事業系一般廃棄物処理手数料を規定（持込4円/kg）	
昭和 49 年 3 月	公共下水道工事を開始する	
昭和 50 年 8 月	羽村町砂利穴公害対策協議会発足 羽村・瑞穂ごみ穴対策協議会発足	
昭和 51 年 9 月	ごみ訴訟、9市と和解する	
昭和 52 年 8 月	塵芥収集委託開始	
昭和 53 年 3 月	西多摩衛生組合ごみ第1焼却施設改良工事完成	50 t／日・100 t／日
昭和 53 年 8 月	不燃物の処理選別施設「資源回収センター」が完成 金属及びガラス類を手選別で回収する	
昭和 55 年 4 月 1 日	町のごみ収集袋として、「炭酸カルシウム入り」を追加指定する	
昭和 55 年 4 月 1 日	羽村町廃棄物の処理及び清掃に関する条例を一部改正する 事業系一般廃棄物処理手数料を改正 （収集：制度なし⇒15円/kg、持込：4円/kg⇒10円/kg）	
昭和 57 年 4 月 1 日	粗大ごみの直営収集（同時に有料化）を開始する。	月1回
昭和 59 年 2 月 1 日	有害ごみの直営収集開始（廃乾電池、蛍光管）	月1回
昭和 59 年 3 月	「東京都市廃棄物処分地管理組合」の羽村処分場への廃棄物埋め立て終了	
昭和 59 年 4 月 1 日	谷戸沢廃棄物広域処分場で埋め立て開始	
昭和 60 年 4 月 1 日	町内小売店、スーパーの買物袋の材質を町指定のごみ袋と同質に変更 ●羽村町商業協同組合加盟店 190店 ●大型店（スーパー） 5店	
昭和 62 年 5 月	旧廃棄物処分場跡地を整備し公園を設置	
平成元年 4 月 1 日	資源回収事業助成金制度を開始	
平成2年 2 月 2 日	クリーンスポット（ごみ集積所）の設置開始	
平成2年 4 月	家庭用ごみ焼却炉購入助成制度を開始	
平成3年 4 月 30 日	家庭用生ごみ堆肥化容器貸与制度を開始	コンポスター
平成3年 10 月 1 日	資源ごみ分別収集開始（月2回） ●空き缶（青色コンテナ） ●空きビン（黄色コンテナ） ●古紙（新聞・雑誌・ダンボール）、古繊維	缶・ビンの収集コンテナを配置
平成3年 11 月 1 日	市 政 施 行	
平成3年 12 月	牛乳パックの拠点回収を開始	13店舗
平成4年 12 月 24 日	「羽村市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」制定	

年 月 日	事 業 内 容	特 記 事 項
平成 5 年 4 月 1 日	「羽村市廃棄物の処理及び再利用に関する条例」施行	
平成 5 年 4 月 1 日	羽村市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を一部改正する ●事業系一般廃棄物処理手数料を改正 (収集：15 円/kg⇒23 円/kg⇒、持込：10 円/kg⇒15 円/kg) ●し尿汲取り手数料を改正	
平成 6 年 4 月 1 日	羽村市し尿処理施設（クリーンセンター）稼働開始 ●処理能力 4 kℓ／日 生し尿 1 kℓ／日 浄化槽汚泥 3 kℓ／日 ●処理方式 高負荷脱窒素処理方式(サンドラシステム)	地下 1 階 鉄筋コン クリート造
平成 6 年 4 月 1 日	資源回収センターで、ペットボトルの手選別を開始	不燃ごみの中から手 選別
平成 6 年 4 月	フロンガスの回収を開始	
平成 7 年 4 月 1 日	資源回収センターで、発泡スチロールトレー（白色）の手選別を開始	不燃ごみの中から手 選別
平成 8 年 4 月 1 日	羽村市リサイクルセンター本稼働 粗大ごみ、犬・猫死体処理の事務取り扱いをリサイクルセン ターへ移行	職員 5 名配属 事務職 3 名 作業員 2 名
平成 8 年 4 月 1 日	ペットボトル及び発泡スチロールトレー（白色）の分別収集 開始 収集日及び収集区域の変更 ●資源ごみ 月 2 回 ⇒ 週 1 回 ●燃やせないごみ 毎 週 ⇒ 隔 週 ●粗大ごみ 週 3 回 ⇒ 毎 日 (職員直営回収) 【分別収集区分】 ●燃やせるごみ 週 3 回 ●燃やせないごみ 隔 週 ●資源ごみ 週 1 回 ●缶 ●ビン ●ペットボトル及び発泡スチロールトレー（白色） ●古紙・古繊維 ●有害ごみ 月 1 回	緑色コンテナを配置
平成 8 年 9 月 1 日	家庭用生ごみ処理機器購入費助成制度を開始	
平成 8 年 10 月	容器包装リサイクル法に基づく「羽村市分別収集計画」を策 定	
平成 9 年 3 月 31 日	家庭用ごみ焼却炉購入費助成制度を廃止	
平成 9 年 4 月 1 日	容器包装リサイクル法に基づく分別収集を開始 【指定法人への依頼品目】 ペットボトル カレット（茶・その他）	
平成 9 年 4 月 1 日	分別排出の徹底 ●次のごみ袋は収集できません！ ●中身が分別されていないごみ袋で出された場合 ●中身の見えない黒いごみ袋で出された場合	
平成 9 年 12 月 31 日	公共施設における小型焼却炉の使用中止	22 施設 24 基
平成 10 年 1 月 26 日 27 日	羽村市独自でダイオキシン類調査を実施 (羽村市立第三中学校の屋上及び校庭)	大気中及び土壌中
平成 10 年 1 月 29 日	二ツ塚廃棄物広域処分場の埋め立てを開始（一部） (羽村市を含む 8 団体のみ)	羽村市分は、リサイク ルセンターから搬出 される不燃ごみのみ
平成 10 年 3 月 20 日	西多摩衛生組合新ごみ処理施設焼却開始	焼却能力 160 トン／日×3 炉
平成 10 年 4 月 1 日	公共施設におけるミックスペーパーリサイクルを開始 ●4 月から 小・中学校 10 校 ●5 月から 庁舎のシュレッダーごみ及び機密書類 ●11 月から 公共施設全て	
平成 10 年 4 月 6 日	谷戸沢廃棄物広域処分場埋め立て終了	
平成 10 年 4 月 7 日	二ツ塚廃棄物広域処分場の埋め立てを開始（全団体）	
平成 11 年 4 月 1 日	グリーンリサイクル開始 家庭用小型焼却炉無料回収開始	

年 月 日	事 業 内 容	特 記 事 項
平成 12 年 4 月 1 日	容器包装リサイクル法完全実施	
平成 12 年 6 月～12 月	ごみ分別説明会実施	60 会場 5,167 人参加
平成 12 年 9 月 1 日	羽村市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例と羽村市 廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則を一部 改正 事業系一般廃棄物の持込に一般廃棄物管理票を導入	
平成 12 年 9 月 15 日	ごみ分別方法を記載した、ごみ分別マニュアル（第 1 版）を 全戸配布（新規導入） 外国語マニュアル 6 カ国語版作成	
平成 12 年 10 月 1 日	◎ごみ分別キャンペーン実施（6 会場 6,000 人） ◎容器包装プラスチック、雑紙分別収集開始 ◎収集方法変更 市内 12 地区に分け収集開始 ◎可燃ごみ収集 週 3 日から週 2 日に変更 【分別収集区分】 ●燃やせるごみ 週 2 回 ●燃やせないごみ 月 2 回 ●資源ごみ A（古紙・古繊維） 週 1 回 ●資源ごみ B（缶・ビン・ペット・トレイ・容プラ）週 1 回 ●有害ごみ 月 1 回	
平成 12 年 12 月 15 日	ごみ収集カレンダー全戸配布（新規導入）	
平成 13 年 2 月 1 日	ごみ飛散防止ネット提供開始	
平成 13 年 3 月	羽村市廃棄物減量等推進審議会へ「戸別収集・一部有料化の 実施方法等について」を諮問する	
平成 13 年 4 月 1 日	廃棄物処理手数料の改定 ●臨時に処理を受けようとするとき 23 円/kg⇒30 円/kg ●事業活動に伴う排出量が 1 カ月 200 kg を超えるとき 23 円/kg⇒30 円/kg ●市長が指定した場所に自ら運搬したとき 15 円/kg⇒20 円/kg	
平成 13 年 4 月 1 日	粗大ごみ収集の委託化に伴い廃棄物処理券（粗大ごみシール） の導入 粗大ごみ受付センターを設置（粗大ごみ回収を委託化）	販売 市役所生活環境課 リサイクルセンター
平成 13 年 4 月 1 日	家電リサイクル法施行 テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンを一般廃棄物の処理から 除く	
平成 13 年 4 月 1 日	リサイクル品販売を直営から NPO 法人「そよかぜ」に依頼	
平成 13 年 4 月 1 日	し尿浄化槽清掃経費助成金交付要綱を一部改正	助成金一覧表を整理 及び助成単価の増額
平成 13 年 4 月	集合住宅家主を対象に、意見交換会並びに分別排出説明会を 開催（家主 778 人中 216 人参加）	5 回開催
平成 13 年 5 月 1 日	食品リサイクル法施行	
平成 13 年 10 月 1 日	布団・毛布類のリサイクル開始	
平成 13 年 10 月 9 日	羽村市廃棄物減量等推進審議会から「戸別収集・一部有料化 の実施方法等について」答申	
平成 13 年 11 月 1 日	ごみ分別マニュアル改正版（第 1 版改正版）全戸配布	
平成 13 年 11 月 26 日	リサイクルセンター（ストックヤード）の都市計画変更決定	
平成 13 年 12 月 1 日	羽村市資源回収事業助成金交付要綱を一部改正 ●年 2 回申請を年 4 回申請に改める。	
平成 13 年 12 月 1 日	剪定枝チップを東京都有機農業堆肥センターへ搬出開始	
平成 14 年 1 月 4 日	「燃やせないごみ」を粗大ごみとして有料戸別収集を開始 ●45 リットル相当の袋：1 袋 200 円	
平成 14 年 1 月 6 日	リサイクルセンター日曜開館開始（P. S. U 作戦）	
平成 14 年 1 月 ～ 2 月	戸別収集・一部有料化導入に伴う市民説明会を実施	40 会場 3,370 人参加
平成 14 年 4 月 1 日	羽村市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例を一部改 正（適用：平成 14 年 10 月 1 日） ●有料指定収集袋を導入 ミニ袋（5 ㍲相当）7 円 ・ 小袋（10 ㍲相当）15 円 中袋（20 ㍲相当）30 円 ・ 大袋（40 ㍲相当）60 円 ●有料指定収集袋使用による事業系一般廃棄物の排出量を 改正する 1 回につき 80 ㍲又は 12 kg まで	

年 月 日	事 業 内 容	特 記 事 項
平成 14 年 4 月 1 日	羽村市家庭用生ごみ堆肥化容器貸与要綱を一部改正 (1 基を 2 基以内に改める)	
平成 14 年 4 月 1 日	羽村市家庭用生ごみ処理機器購入費助成金交付要綱を一部改正 (25,000 円を 30,000 円に改める)	
平成 14 年 4 月 1 日	剪定枝の有料収集の開始(粗大ごみ扱い) 有料収集の基準 ・1 束の長さは 1m 以内。 ・おおむね 1m の長さで束ねられる量を一束とする。 ・排出元は一般家庭に限る。 廃棄物処理手数料 ・1 束当たり 200 円とする。	
平成 14 年 4 月 1 日	硬質プラスチックのリサイクル開始	
平成 14 年 4 月 1 日	羽村市環境基本条例施行	
平成 14 年 9 月 1 日	ごみ分別マニュアル改正版(第 2 版) 全戸配布	
平成 14 年 10 月 1 日	戸別収集・一部有料化の実施 ペットボトル・白色トレーを拠点回収に変更	
平成 14 年 10 月 1 日	ペットボトルによる市指定収集袋作成開始	
平成 15 年 4 月 1 日	リサイクルセンター・ストックヤード稼動(3 月完成)	
平成 15 年 5 月 31 日	クリーンスポット(ごみ集積所)の設置廃止	
平成 15 年 10 月 1 日	家庭系廃棄パソコンのリサイクル開始	
平成 16 年 3 月 31 日	ミックスペーパーリサイクルを 15 年度で終了	
平成 16 年 10 月 1 日	廃棄物処理手数料の改定 事業系可燃性廃棄物の持込み 処理手数料の改定 (西多摩衛生組合構成市町一斉値上げ)	20 円/kg⇒30 円/kg
平成 16 年 10 月 1 日	枝木、草葉の排出を減免から無料に変更 最大 6 束(袋)は変更なし	
平成 16 年 10 月 1 日	ごみ分別マニュアル改正版(第 3 版) 全戸配布	
平成 16 年 10 月 1 日	「洗うことが困難なまたは洗っても汚れの落ちない容器包装 プラスチック」ごみの焼却開始	
平成 17 年 3 月 31 日	家庭用生ごみ堆肥化容器貸与制度及び家庭用生ごみ処理機器 購入費助成制度廃止	
平成 17 年 10 月 1 日	紙おむつ専用袋を廃止し任意の袋での排出に変更 (減免から全量無料)	
平成 17 年 10 月 1 日	清掃奉仕活動により収集したごみを減免から無料に変更 羽村市清掃奉仕活動専用ごみ袋公布要綱を施行	
平成 17 年 11 月 1 日	障害者に対する廃棄物処理手数料の減免を追加	
平成 18 年 4 月 1 日	ペットボトルの収集方法に戸別収集を追加し拠点回収と併用	
平成 18 年 8 月 1 日	小型家電製品等の売却開始	
平成 19 年 3 月	羽村市一般廃棄物処理基本計画を改定	
平成 19 年 4 月 1 日	◎分別種類「硬質プラスチック」「金属」を追加(15⇒17 種類) ◎「燃やせないごみ」の収集回数を月 2 回⇒月 1 回に変更 ◎ペットボトル収集日を硬質プラスチック収集日と同日に変更 ◎「資源ごみ A」・「燃やせないごみ」等の収集日を変更 変更地区⇒「羽加美・羽西地区・五ノ神地区」 【分別収集区分】 ●資源ごみ A (新聞・雑誌・雑誌・ダンボール・ 古着・古繊維) 週 1 回 ●資源ごみ B (空き缶・空きびん・容プラ) 週 1 回 ●硬質プラスチック・ペットボトル 月 2 回 ●金属 月 1 回 ●白色トレー・紙バック・ペットボトル 拠点回収 ●燃やせるごみ 週 2 回 ●燃やせないごみ 月 1 回 ●有害ごみ 月 1 回 ◎西多摩衛生組合構成市町での燃やせるごみの統一 (軟質プラスチック製品・電磁的記録媒体を燃やせるごみ に変更) ◎資源分別キャンペーン実施(9 会場 約 1,000 人)	

年 月 日	事 業 内 容	特 記 事 項
平成 19 年 4 月 1 日	資源リサイクルマニュアル改正版（第 4 版）全戸配布	
平成 19 年 4 月 1 日	資源リサイクルマニュアル 6 カ国語改正版（第 2 版）作成	
平成 21 年 3 月	資源リサイクルマニュアル説明会を実施（第 5 版）	3 会場 35 人参加
平成 21 年 4 月 1 日	◎鏡を「有害ごみ」⇒「燃やせないごみ」に変更 ◎し尿汲み取りの「汲取日」「汲取手数料」「納付方法」を変更 ●し尿汲取日を【月・水・金】⇒【火・金】に変更 ●汲取手数料を※1【1 人 1 月 750 円・1 ㍔/10 円・20 円】 ⇒※1【1 便槽 1 回 1,000 円～6,000 円】に変更 ※1 公共下水道共用開始区域外・区域内及び一般世帯・事業所で料金が異なる ●納入方法を【汲み取り後に納付書によって納付する方法】 ⇒【事前に廃棄物処理券（し尿シール）を購入して納付する方法】に変更 ◎家電リサイクル法で【液晶テレビ・プラズマテレビ・衣類乾燥機】の品目追加により、一般廃棄物の処理を除く	
平成 21 年 4 月 1 日	資源リサイクルマニュアル改正版（第 5 版）全戸配布	
平成 22 年 4 月 1 日	焼却処分していた剪定枝を資源化（チップ化）	
平成 23 年 7 月 1 日	燃やせるごみ指定収集袋 有料広告掲載	
平成 24 年 3 月	羽村市一般廃棄物処理基本計画を改定	
平成 24 年 4 月 1 日	燃やせないごみ袋のばら売り開始	
平成 24 年 4 月 1 日	家庭用生ごみ処理容器助成制度開始	
平成 25 年 5 月～	生ごみ堆肥化講習会の開始	
平成 26 年 4 月～	埋立て処分していた陶磁器類を資源化	
平成 26 年 10 月～	使用済小型家電回収ボックスを設置	
平成 27 年 3 月 31 日	家庭用生ごみ処理容器助成制度終了	
平成 29 年 2 月～	使用済インクカートリッジ回収ボックスを設置	
平成 29 年 3 月	羽村市一般廃棄物処理基本計画を改定	
平成 31 年 3 月 31 日	羽村市クリーンセンターでのし尿、浄化槽汚泥の受入れ終了	
平成 31 年 4 月 1 日	青梅市し尿処理場でのし尿、浄化槽汚泥処理委託開始	
平成 31 年 4 月 1 日	家庭用生ごみ処理容器助成制度開始	
令和 元年 7 月 1 日	羽村市クリーンセンター廃止	



4 清掃施設概要

(1) 羽村市リサイクルセンター

- 処理対象物 燃やせないごみ・粗大ごみ・資源ごみ・有害ごみ
- 稼働開始 平成8年4月1日
- 所在地 羽村市羽4221番地1 外
- 敷地面積 7,394.06 m²
- 延床面積

管理棟	588.48 m ²
処理棟	1,726.05 m ²
圧縮設備設置棟	299.52 m ²
東側保管棟	180.27 m ²
西側保管棟	196.12 m ²
合 計	2,990.44 m ²
- 処理能力 30 t／日（5時間稼働）

(2) 羽村市クリーンセンター（※令和元年7月1日施設廃止）

- 処理対象物 し尿・浄化槽汚泥
- 稼働開始 平成6年4月1日
- 所在地 羽村市羽4238番地
- 敷地面積 626.90 m²
- 延床面積 368.70 m²
- 処理能力 4 kℓ／日
- 処理方式 高負荷脱窒素処理方式

5 令和元年度一般廃棄物処理実施計画

① 期 間 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

② 区 域 羽村市内全域

③ 一般廃棄物処理実施計画内容

ア 発生量及び処理量の見込み

1) 一般廃棄物

区 分	発 生 量	処 理 量
1. 塵 芥 (家庭系)	14,130 t	
燃 や せ る ご み (枝木・草葉を含む)	8,621 t	
燃 や せ な い ご み	376 t	
資 源 ご み	4,508 t	
粗 大 ご み	566 t	
長さ 50cm 以上の枝木	37 t	
有 害 ご み	22 t	
(集 団 回 収)		(945 t)
(動 物 の 死 体)		(220 体)
3. 塵 芥 (事業系)	2,659 t	
合 計	16,789 t	

*家庭系ごみの発生量及び処理量には、1回の排出量が80リットル以下又は重さ12kg以下の廃棄物を適正に排出できる場所を確保している事業所から排出された事業系一般廃棄物を含む

2) 生活排水

区 分	発生量及び処理量	備考
1. 一般家庭及び事業活動・ 不特定多数が使用する便所	72kℓ	
2. 浄化槽汚泥	580kℓ	
合 計	652kℓ	

イ 一般廃棄物の減量のための方策

- 燃やせるごみ、燃やせないごみの分別の適正による資源化の向上
- 生ごみ減量化の促進（水切りによる排出抑制、より一層の分別の徹底等）
- 白色発泡スチロールトレイ・牛乳パック・ペットボトルの拠点回収の充実と徹底
- 使用済み小形充電式電池の回収協力店による回収の徹底
- 在宅医療での使用済み注射針の薬局回収の徹底
- 植木剪定枝の資源化推進
- ごみの減量とリサイクルの推進等について継続的な啓発活動の実施（ごみ情報紙・広報はむら等）
- ごみの発生抑制、再利用・再生利用（3R運動）に係る啓発及び広報活動
- 大規模事業者及び多量排出事業所への排出抑制指導及び支援
- 食品関係多量排出事業所への排出抑制指導及び支援
- 廃棄物管理責任者連絡協議会の開催
- 西多摩衛生組合へ搬入している事業系一般廃棄物の抜打ち検査の徹底
- 廃棄物減量等推進審議会及び廃棄物減量等推進員の活動の充実
- 資源回収事業助成制度の推進
- 集合住宅集積所の管理指導
- 小型電子機器用回収ボックス並びにインクカートリッジ回収ボックスの設置とその活用の充実（市役所・リサイクルセンター・産業福祉センター）

ウ 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

種 類	区 分
燃やせるごみ	厨芥類、汚れた紙類、木屑、革製品（衣類以外）、ゴム製品、軟質プラスチック製品、電磁的記録媒体 回収ボックス対象インクカートリッジ(全メーカーを対象とした使用済みインクカートリッジ)
枝 木 ・ 草 葉	剪定された樹木の枝等（長さ 50cm 以上のものを除く）、草葉
燃やせないごみ	ガラス、陶磁器、プラスチックとの複合製品、小型家電製品（資源有効利用促進法に規定する「指定再資源化製品」を除く。）
	回収ボックス対象小型電子機器（携帯電話・PHS、デジタルカメラ、ビデオカメラ、携帯音楽プレーヤー、小型ゲーム機、IC レコーダー、電子辞書、カーナビ、AC アダプター等コード類）
資 源 ご み	資源 A（新聞・折込チラシ、雑紙、雑誌、ダンボール、古着・古繊維）
	資源 B（空き缶、空きびん、容器包装プラスチック）
	硬質プラスチック
	金属

	ペットボトル
	白色トレイ
	紙パック
粗 大 ご み	一辺の長さが 50cm 以上の家具、家電等の家庭用製品 (特定家庭用機器再商品化法に規定する「特定家庭用機器」及び、 資源有効利用促進法に規定する「指定再資源化製品」を除く。)
有 害 ご み	乾電池、蛍光灯、ライター、スプレー缶、カセットガス缶、水銀含有物
動 物 の 死 体	飼い犬・飼い猫等及び飼い主の不明な動物の死体、斃死獣
し 尿	し尿、浄化槽汚泥

エ 一般廃棄物の適正処理の方法

1) 家庭系ごみ

種 類		収集回数	収集方法	処 理 方 法
燃 や せ る ご み		週 2 回 随 時	戸別収集及び 拠点回収(イン クカートリ ッジのみ)	西多摩衛生組合で焼却処分後、焼却 灰は東京たま広域資源循環組合にて エコセメント化。インクカートリ ッジについては再利用または資源化
燃 や せ な い ご み		月 1 回 随 時	戸別収集及び 拠点回収(小 型電子機器 のみ)	リサイクルセンターで資源化物を回 収し、可燃性残渣については、西多 摩衛生組合で焼却処分後、焼却灰を 東京たま広域資源循環組合にてエコ セメント化、可燃性残渣(不燃性の金 属くず・ガラスくず・陶磁器くずを 含む)については、資源化施設へ搬入
資 源 ご み	資 源 A	週 1 回	戸別収集	紙問屋及び繊維問屋に直納し売却
	資 源 B	週 1 回	戸別収集	缶は、リサイクルセンターで選別後、 専門業者へ売却。容器包装プラスチ ック及びびんは、容器包装リサイク ル法に基づく再商品化事業者への引 き渡し
	硬質プラスチック	月 2 回	戸別収集	リサイクルセンターで選別後、売却
	金 属	月 1 回	戸別収集	リサイクルセンターで選別後、売却
	ペ ッ ト ボ ト ル	月 2 回 随 時	戸別収集及び 拠点回収	リサイクルセンターで選別後、圧縮 減容し売却
	白 色 ト レ ー	随 時	拠点回収	リサイクルセンターで選別後、容器 包装リサイクル法に基づく再商品化 事業者への引き渡し
	紙 パ ッ ク	随 時	拠点回収	紙問屋に直納し、売却

粗 大 ご み	随 時	自宅回収又は 直接持込	リサイクルセンターで選別後、家電製品の再使用可能な製品を専門業者へ売却、家具等のリサイクル可能品は補修後リユース、可燃性残渣については、資源化物を回収後、西多摩衛生組合で焼却処分し、焼却灰を東京たま広域資源循環組合にてエコセメント化、可燃性残渣(不燃性の金属くず・ガラスくず・陶磁器くずを含む)については、資源化施設へ搬入
長さ50cm以上の枝木（粗大ごみ）	随 時	自宅回収又は 直接持込	リサイクルセンターで破碎し、チップ化して堆肥の原料として一般家庭等へ配布及び西衛で使用する活性炭の原料として、売却
有 害 ご み	月1回	戸別収集	リサイクルセンターで選別後、専門業者への引き渡し
動 物 の 死 体	随 時	直接持込又は 現場回収	専門業者による火葬・埋葬
し 尿	週2回	自宅回収	青梅市し尿処理場にて処理

2) 事業系ごみ

事業系ごみについては、排出者自らが適正に運搬・処理するか又は許可業者に委託して処理を行う。

オ 市が行う廃棄物の収集、運搬及び処分の方法に関する占有者又は事業者の協力義務

- 廃棄物の発生抑制、再利用の促進
- 事業系一般廃棄物排出事業者における、自らの責任に基づく適正処理
- 物品の製造・加工及び販売等に際して、長期的に使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保
- アスベスト含有一般廃棄物の分別収集
- 再利用可能なものの分別
- 再生品の利用
- 過剰包装の自粛
- 市の施策に対する協力
- 事業用大規模建築物の所有者に対する再利用計画書の提出

カ 一般廃棄物処理施設及びし尿処理施設

1) 一般廃棄物処理施設

○ 可燃ごみ

施設名	西多摩衛生組合環境センター
所在地	東京都羽村市羽 4235 番地
形式	全連続燃焼式（流動床炉）
処理能力	480 t / 日（160 t / 日 × 3 炉）ただし 1 炉は予備とする
組織団体	羽村市、青梅市、福生市、瑞穂町

○ 不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみ

施設名	羽村市リサイクルセンター
所在地	東京都羽村市羽 4221 番地 1
形式	粗大ごみ処理施設（破碎・選別処理施設）
処理能力	30 t / 日（5 h）

○ 可燃性残渣（不燃性のガラスくず・陶磁器くずを含む）

施設名	株式会社 エコ計画
所在地	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山 2 6 2 番地
形式	焼却施設（ロータリーキルン炉＋ストーカ炉）
処理能力	180 t / 日（90 t / 日 / 2 基）（24 h）

○ 焼却灰

施設名	ツネイシカムテックス埼玉株式会社
所在地	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山 250 番地 1
形式	焼却（焼成）・造粒施設（ロータリーキルン炉・粉碎機・造粒機）
処理能力	288 t / 日（144 t / 日 × 2 炉）（24 h）

○ 最終処分場（埋立）及びエコセメント化施設

施設名	東京たま広域資源循環組合日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場及び同組合エコセメント化施設
所在地	東京都西多摩郡日の出町大字大久野 7642 番地
面積	用地面積約 59.1ha 開発面積約 33.3ha（埋立地 18.4ha、管理施設等 14.9ha）
埋立容量	全体埋立容量約 370 万 m ³ （廃棄物埋立容量約 250 万 m ³ 、覆土容量約 120 万 m ³ ）
埋立期間	平成 10 年 1 月から令和 10 年 3 月（予定）

※政令に基づく届出期間

処理能力	約 330 t / 日（焼却残渣等の処理能力）
生産能力	約 520 t / 日（エコセメント生産能力）
組織団体	羽村市、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、西東京市、瑞穂町

○ 事業系一般廃棄物（一部事業所）

- | | |
|-------|----------------------------|
| ・ 施設名 | オリックス資源循環株式会社 寄居工場 |
| 所在地 | 埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山 313 番地 |
| 処理方式 | ガス化改質方式 |
| 処理能力 | 450 t / 日（225 t / 日 × 2 基） |
| 処理対象 | 紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ |
| 排出量 | 0.7 t / 月（8.4 t / 年） |

- | | |
|-------|--------------------------|
| ・ 施設名 | バイオエナジー株式会社 城南島食品リサイクル施設 |
| 所在地 | 東京都大田区城南島 3-4-4 |
| 処理方式 | メタン発酵 |
| 処理能力 | 130 t / 日 |
| 処理対象 | 食品廃棄物 |
| 排出量 | 3.1 t / 月（37.2 t / 年） |

- | | |
|-------|-------------------------|
| ・ 施設名 | 株式会社アクト・エア 総合リサイクルセンター |
| 所在地 | 神奈川県愛甲郡愛川町角田 3667 |
| 処理方式 | 堆肥化・選別/圧縮 |
| 処理能力 | 80.2 t / 日 |
| 処理対象 | 厨芥・紙くず |
| 排出量 | 13.3 t / 月（159.6 t / 年） |

- | | |
|-------|-------------------------|
| ・ 施設名 | 株式会社 J バイオフードリサイクル |
| 所在地 | 神奈川県横浜市鶴見区末広町 2-1-5 |
| 処理方式 | メタン発酵 |
| 処理能力 | 80 t / 日 |
| 処理対象 | 厨芥・紙くず |
| 排出量 | 1.025 t / 月（12.3 t / 年） |

2) し尿処理施設

施設名	青梅市し尿処理場
所在地	東京都青梅市黒沢1丁目697番地
形式	高負荷膜分離処理方式
処理能力	18 kℓ/日
処理対象	し尿・浄化槽汚泥
排出量	652 kℓ/年

キ リサイクル推進のための方策

- 分別収集の徹底
- 店頭回収の拡大
- 市民への周知をより一層図るべく啓発活動の実施
- リサイクル品使用の啓発
- リサイクル品の販売
- 小型電子機器用回収ボックス並びにインクカートリッジ回収ボックスの設置とその活用の充実（市役所・リサイクルセンター・産業福祉センター）

④ 羽村市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第26条に指定する 適正処理困難物

- 自動車、バイク、船舶、ジェットスキー、スノーモービル及びその部品（本体・タイヤ・ホイール・マフラー・シート・バッテリー・スプリング等）
- 建築廃材（畳・瓦・柱・内外壁・タイル・ソーラーシステム・便器等）
- 廃油・油脂類（機械及び自動車廃油・ペンキ・塗料等）
- 薬品類（農薬・医療系廃棄物・有毒性物質・殺菌剤・殺虫剤・肥料等）
- 農業用具（農機具・農業用ビニールシート等）
- 土砂類（石・土砂・コンクリート・堆肥等）
- 爆発危険物（ガスボンベ・火薬等）
- 医療系廃棄物（注射器・注射針・感染性廃棄物等）
- その他の処理困難物（大型金庫・消火器・ドラム缶・ピアノ・電動車いす・エンジン・モーター・業務用事務機器等）

⑤ その他

- 天候の異変その他やむを得ない理由がある場合は、収集回数等を変更することがある。
- 戸別収集については、公道に面した自宅敷地内に排出する。
- 1回の排出量が、80リットル以下で、重さ12kg以下の廃棄物を適正に排出できる場所を確保している事業所は申請することにより、一般家庭と同様に

戸別収集することができる。

- 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、収集運搬事業に供する施設及び能力を有し、継続的な作業場所（排出事業所）を確保している者、または、確保する予定がある者でなければならない。
- 広域支援協定に基づく受入れが決定された時には、他市の不燃物、資源物を受入れることができる。

6 一般廃棄物処理業等許可業者一覧

① 一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧

(令和2年3月31日現在)

	業 者 名	所 在 地	電 話
1	丸順商事有限会社	東京都羽村市富士見平 2-1-14	042-554-2229
2	有限会社小作物産	東京都羽村市羽加美 3-5-25	042-554-2332
3	栄晃産業株式会社	東京都三鷹市牟礼 1-11-15	0422-48-2235
4	相模原紙業株式会社	神奈川県相模原市中央区南橋本 1-18-15	042-773-3508
5	有限会社カワスギ	埼玉県入間市宮寺 2310-23	04-2934-3600
6	株式会社 大川商店	東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎東松原 16-2	042-513-8486
7	株式会社内藤クリーニングサービス	東京都羽村市双葉町 2-19-19	042-551-7110
8	太誠産業株式会社	東京都豊島区南池袋 3-14-11 中町ビル	03-3989-0098
9	比留間運送株式会社	東京都武蔵村山市中央 2-18-3	042-565-1336
10	株式会社加藤商事	東京都狛江市東野川 2-14-2	03-3480-5111
11	株式会社表養樹園	東京都武蔵村山市三ツ木 1-20-1	042-560-2531
12	藤産業株式会社	東京都福生市武蔵野台 1-1-4	042-568-7681
13	株式会社まごころ清掃社	東京都八王子市長房町 126-2	042-665-1761
14	株式会社アユミ・プラン	埼玉県所沢市三ヶ島 1-144-3	04-2949-7720
15	株式会社スイピングサービス	東京都あきる野市瀬戸岡 360-1	042-597-6112
16	株式会社若林商店	東京都青梅市新町 7-28-5	0428-31-5101
17	有限会社吉崎商店	東京都青梅市藤橋 3-1-24	0428-31-4151
18	高根商事株式会社	東京都立川市西砂町 3-22-5	042-560-5350
19	株式会社大島商事	東京都青梅市野上町 3-25-11	0428-24-8041
20	株式会社遠藤商会	埼玉県川越市大字下赤坂 627-7	049-266-9437
21	有限会社磯野商店	東京都青梅市師岡町 2-64-2	0428-22-0828
22	有限会社鈴木商店	東京都青梅市野上町 3-2-20	0428-22-3814
23	株式会社指田園	東京都昭島市緑町 1-3-13	042-544-5511
24	株式会社田邊商店	東京都立川市一番町 5-5-1	042-520-0075
25	有限会社ケイハツ	東京都羽村市羽 4142-1	042-578-2433
26	斎藤商事株式会社	東京都西東京市東伏見 4-9-10	042-465-8548
27	株式会社エコワスプラン	東京都西多摩郡日の出町平井 34-1	042-588-0072
28	株式会社葵環境開発	東京都立川市泉町 935-27 立飛企業(株)内 208-C	042-525-9990
29	株式会社ケイミックス	東京都港区虎ノ門 2-2-5	03-3566-3706
30	有限会社古川新興	東京都府中市是政 3-65-1	042-365-2231
31	株式会社ゼロ・システムズ	東京都八王子市長房町 125-1	042-669-0900
32	株式会社光翔	東京都武蔵村山市伊奈平 1-81-4	042-531-4356
33	株式会社アクト・エア	神奈川県愛甲郡愛川町角田 3667	046-280-1112
34	株式会社クリアスタイル	東京都西多摩郡日の出町大久野 102-20	042-597-7139

35	有限会社ミヤマ商店	東京都羽村市羽東 3-12-8	042-558-1801
36	カシマサービス株式会社	東京都杉並区高円寺南 2-13-3	03-3311-3604
37	株式会社清香園	東京都立川市一番町 5-2-2	042-531-4339
38	有限会社福瑞商会	東京都福生市大字福生 2250-27	042-530-6014
39	中川産業株式会社	東京都立川市富士見町 1-2-6	042-529-3491

② 一般廃棄物処分業許可業者一覧

(令和2年3月31日現在)

	業 者 名	所 在 地	電 話
1	丸順商事有限会社	東京都羽村市富士見平 2-1-14	042-554-2229
2	有限会社大進緑建	東京都羽村市緑ヶ丘 3-3-7	042-578-5520

③ 浄化槽清掃業許可業者一覧

(令和2年3月31日現在)

	業 者 名	所 在 地	電 話
1	丸順商事有限会社	東京都羽村市富士見平 2-1-14	042-554-2229

様式第10号(第35条関係)

許可一廃収第●●号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都羽村市緑ヶ丘5丁目○○番地△△
氏 名 ○○○商事
代表取締役 △△△△△
〔法人にあっては、主たる事務所
の所在地、名称、代表者の氏名〕

羽村市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第49条第1項の規定により、
下記のとおり許可する。

令和○年○○月○○日

羽 村 市 長 並 木 心

取 扱 廃 棄 物 の 種 類	事業系一般廃棄物 可燃ごみ(紙くず・厨芥)
収 集 又 は 運 搬 の 別	収集・運搬
運 搬 先	西多摩衛生組合
作 業 場 所	羽村市全域
許 可 番 号	許可一廃収第●●号
許 可 の 有 効 期 限	令和○年○○月○○日から 令和△年△△月△△日まで

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、羽村市書に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、羽村市を被告として(訴訟において羽村市を代表する者は羽村市長となります。)、処分取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分取消しの訴えを提起することができます。